（六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出）

第三十五条　［略］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

［二　略］

［3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新令」という。）第百四十六条、第百五十三条の二、附則第十七条、附則第二十一条、附則第二十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前施行規程（同条の規定によりなお効力を有するものとされた改正前施行規程をいう。）第百五十七条、附則第三十三条又は附則第三十五条の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この命令の施行の日前においても、新令の規定の例により当該届出を行うことができる。

（六十歳未満の障害等級の二級以上の障害の状態にある夫等である改正前地共済法による遺族共済年金等の受給権者等の届出）

第三十五条　［同上］

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　その障害の状態に関する指定日前一月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

［二　同上］

［3　同上］

省　令

○総務省外務省令第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

総務大臣　石田　真敏

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	領事官	管轄区域
アジア		
	［略］	［略］
	在フィリピン日本国大使	フィリピン（在ダバオ日本国総領事の管轄区域を除く。）
	在ダバオ日本国総領事	フィリピン（北サンボアンガ州、南サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州、ブキドノン州、カミギン州、北ラナオ州、西ミサミス州、東ミサミス州、コンポステラ・バレー州、北ダバオ州、南ダバオ州、東ダバオ州、西ダバオ州、コタバト

改正前

別表

地域	領事官	管轄区域
アジア		
	［同上］	［同上］
	在フィリピン日本国大使	フィリピン